

## 身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定要領

身体障害者手帳の交付を適正及び円滑に行うため、身体障害者福祉法（昭和24年法律第285号。以下「法」という。）第15条に基づく医師（以下「指定医」という。）の指定については、法、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）及び八王子市身体障害者福祉法施行細則（平成27年八王子市規則第50号。以下「市細則」という。）に定めるところによるほか、この要領により行う。

### 1 指定医の役割

指定医は、身体に障害のある者が、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成するとともに、その者の障害が法別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見を付さなければならない。

### 2 指定医の指定

- (1) 市長は、法第15条に基づいて指定を受けようとする医師から指定申請があったときは、八王子市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて指定する。
- (2) 市長は、(1)により指定するときは、審議会が開催された月の翌月の初日をもって指定する。
- (3) 市長は、(1)及び(2)により医師を指定したときは、市規則第5条第1項の規定に基づき、次の事項について告示するとともに、指定書（市規則第3号様式）を当該医師に交付するものとする。
  - ア 医師氏名
  - イ 担当科目
  - ウ 診療科名
  - エ 診療に従事する医療機関の名称及び所在地
  - オ 指定年月日

### 3 指定基準

診断書を作成することができる診療科名（以下「主として標ぼうする診療科名」という。）とその担当科目は別紙のとおりとする。

### 4 指定医の届出事項

- (1) 指定医は、次に掲げるいずれかに該当するときは、市長に届け出なければならない（ただし、指定医が死亡した場合には、その者の親族又は診

療に従事していた医療機関の管理者が行うものとする。 ) 。

ア 指定内容に変更が生じたとき、又は市内の医療機関で診療に従事しなくなったとき

イ 指定医を辞退したとき

ウ 指定医が死亡したとき

(2) (1)による届出があったときは、市長は、その旨を告示するとともに、指定内容の変更については、当該医師に対し指定内容変更確認書（市規則第5号様式）を交付する。

## 5 指定申請等手続

### (1) 指定申請

指定を受けようとする医師は、次の書類により、市長に申請する。

ア 指定申請書（市規則第1号様式）

イ 経歴書（市規則第2号様式）

ウ 医師免許証の写し

エ その他市長が必要と認める書類

### (2) 指定内容の変更、辞退、死亡等の届出

4(1)の届出をするときは、次の書類により、市長に届け出なければならない（ただし、指定医が死亡した場合にあっては、その者の親族又は診療に従事していた医療機関の管理者が行うものとする。 ) 。

ア 指定内容変更届（市規則第4号様式）

イ 辞退届（市規則第6号様式）

ウ 死亡届（市規則第7号様式）

## 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

## 別紙 指定基準

### 1 担当科目及び診療科名

医師の指定は、次の表に掲げる担当科目ごとに行うものとし、各担当科目の診断を担当する医師は、同表右欄に掲げる診療科名を主として標ぼうし、かつ、各担当科目の医療に関する臨床経験を有する医師とする。

担当科目	主として標ぼうする診療科名
視覚障害	眼科、小児眼科、(脳)神経内科、脳神経外科 注) 眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
聴覚障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科 (※「3その他」参照)
平衡機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、(脳)神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
音声・言語機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、(脳)神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、(脳)神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
肢体不自由	整形外科、外科、小児外科、内科、(脳)神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
心臓機能障害	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
じん臓機能障害	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
呼吸器機能障害	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科(婦人科)
小腸機能障害	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科 注) エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。
肝臓機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

## 2 経験年数

指定医は、主として標ぼうする診療科名について、医師免許を取得した後、病院又は診療所の当該診療科で、原則として5年以上の臨床経験を有する者とする。

## 3 その他

聴覚障害に係る法第15条第1項に規定する医師については、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医を指定する。